

改革の項目	改革の背景・視点	改革の概要	備考
施設給付の見直し	所得の低い方に対する配慮	所得の低い方でも施設利用が可能	1 補足給付対象者の所得は、市町村民税世帯非課税 2 居住費の負担限度額・基準費用額は、相部屋、個室など部屋の種類に応じて設定
新たなサービス体系の確立	地域密着型サービスの創設	①認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加 ②住み慣れた地域での生活の継続 ③地域の高齢者の介護は地域で	1 補足給付対象者の所得は、市町村民税世帯非課税 2 居住費の負担限度額・基準費用額は、相部屋、個室など部屋の種類に応じて設定
	居住系サービスの充実	上記の①～③に同じ	1 居住系サービスを提供する特定施設のうち一定の居住水準を満たす「高齢者専用賃貸住宅」の対象要件を緩和 2 現行の特定施設職員のみによるサービス提供が外部サービスも利用可能に
	地域包括支援センターの設置	上記の①～③に同じ	各市町村に設置 (役割・機能) ①地域の支援ネットワークの構築 ②総合相談支援、虐待防止等の権利擁護 ③包括的継続的ケアマネジメント体制構築の支援 ④介護予防事業、新予防給付のケアマネジメント (職員体制) 保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士またはこれらに準ずる者
介護サービス情報の公表	利用者による適切なサービスの選択 適切な競争によるサービスの質の向上	介護保険事業者から県へ報告された情報を公表し、利用者へ提供 (主な公表情報) ①職員体制 ②サービス提供時間 ③機能訓練室等の整備関係 ④利用料金 ⑤身体拘束廃止取組み状況等	1 報告情報が事実かどうかは県が調査 2 情報の公表は、県または県指定の情報公表センターで実施



## 鹿児島シルバー110番

相談  
無料

(鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進センター)  
高齢者や家族の方の悩みや心配ごとの相談に応じています

099-250-0110

いーろーこになれ

0120-165270

【一般相談】月曜日～金曜日 8:30～17:00 (土日祝日年末年始除く)

【専門相談】健康・介護 医療 年金 法律 税金 住宅 福祉機器

\*専門相談の曜日・時間はお問い合わせください。